

第6章 保存・活用の理念と基本方針

第1節 保存・活用の理念

古来の伝説に彩られ近代に見いだされた「天下の絶景」の魅力を将来に活かす

日本平は、ヤマトタケル伝説が残る眺望地点であり、近代になり徳富蘇峰により見いだされ、「天下の絶景」と評され全国的に有名となった。契機は蘇峰であったが、これを好機ととらえ「日本百景」として推し上げ、観光資源へ磨きあげたのは昭和2年の市民と行政の連携であった。それから約100年が経ち、今まで改めて日本平の価値を再認識し、その特質を伝えるとともに、観賞者がその価値を実感する場所として、その魅力を未来へ活かすことを目標とする。

第2節 保存と活用の基本方針

名勝日本平を良好な形で将来へ継承するための保存活用策を明らかにし、国民の財産としての名勝日本平の価値を的確に伝えるとともに、観賞者が現地でその価値を豊かに実感するために、保存活用の理念に基づき、次のように基本方針を定める。

1 眺望特性の普及

山頂及び名勝内の4つの視点場（吟望台、鐘秀台、超然台、望嶽台）からの環境を良好に保全し、「富士山及び360度のパノラマ景観」を将来にわたって確保する。また名勝日本平の重要な景観要素である「茶畠越しの清水港と富士山」の景観を保全するため、視点場から見える茶畠の積極的な維持管理を行う。

2 自然環境・稜線美の保全

日本平そのものが持つ自然環境と丘陵としての稜線美を維持する。日本平は、静岡市内の市街地のどこからでも「見られる丘陵」でもあり、市民は日々の暮らしの中で、たおやかで緑豊かなその山容を望むことができる。この「見る丘陵」「見られる丘陵」のどちらの視点においても、その丘陵の地形と稜線の景観美を保全する。

3 日本平公園の環境整備

展望を楽しむための展望施設、休憩所、ビジターセンター、駐車場などの公園施設を整備し、名勝の価値をより豊かに実感できる「風景美術館」日本平公園を整備する。来訪者が公園内を周遊し、日本平「八景」ともいえる魅力的な風景の探勝及びレクリエーションも堪能

できる整備をし、将来にわたって日本平の良質な眺望と公園環境を確保する整備・管理とその維持体制をつくる。

第3節 運営に関する基本方針

静岡市を中心として、静岡県他多くの土地所有者と利用者を有する名勝日本平においては、現状と課題をふまえて名勝日本平の価値をすべての関係者が理解する必要がある。また、保全・活用をするにあたり、行政と土地所有者及び土地利用者が協力する体制が必要である。また文化財保護法以外にも、関連する条例や規制等があり、整備にあたってはそれらの調整も必要である。

①持続可能かつ名勝日本平の価値を市民一人一人が享受することができる運営

②関係者との協力体制

●管理団体の協力体制

日本平関係団体、静岡市、静岡県、日本平県立自然公園運営協議会、

歴史文化課が名勝日本平の価値を周知するとともに、公園整備、環境共生、観光振興、地域振興、都市計画等の関係部署との連携を強化し、緊密に情報共有、連絡調整を行う。

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

名勝日本平の本質的価値を守るために、保存管理の方向性を定め、利用制限を課す必要がある。

第2節 保存管理区分

I 名勝の保存管理区分

指定地内の本質的価値を恒久的に保存するため、既存の『名勝日本平保存管理計画』(平成22年)にて設定した規制区分の種別、「特別地区(A地区)」と「保全地区(B地区)」を基本的に維持しつつ、以下の事項に関しては、種別や指定範囲の変更について検討をする。

2 追加指定の検討（指定範囲の変更（追加指定（案）及び指定解除（案））

<追加指定範囲について>

①名勝日本平の指定範囲について、日本平公園内の北東、大芝生広場の外周道路周辺の一部が名勝指定範囲の外となっている。この場所は、富士山眺望方向であり、山頂から緩く下った公園の末端部分で、外周道路は茶畑に面している。日本平の本質的価値である「茶畑越の清水港と富士山が望むことができる素晴らしい眺望地点」の一つであり、平成22年作成の「保存管理計画」の表紙の写真にもなった日本平を代表する重要な場所の一つであり、当該地を保護する必要があり、追加指定を検討する。

②徳富蘇峰が命名した4つの眺望地点の内の一つの「望嶽台」については、現在名勝指定範囲の外となっている。日本平観光開拓の端緒となった、旧道（清水日本平線）沿いにある「望嶽台」眺望地点についても、指定範囲を検討する必要がある。

<一部指定解除について>

一方、日本平の眺望と関わりが少ない箇所については、指定解除を検討し、積極的な民間活用の妨げとならないようバランスを図る。

3 規制種別の範囲の変更について

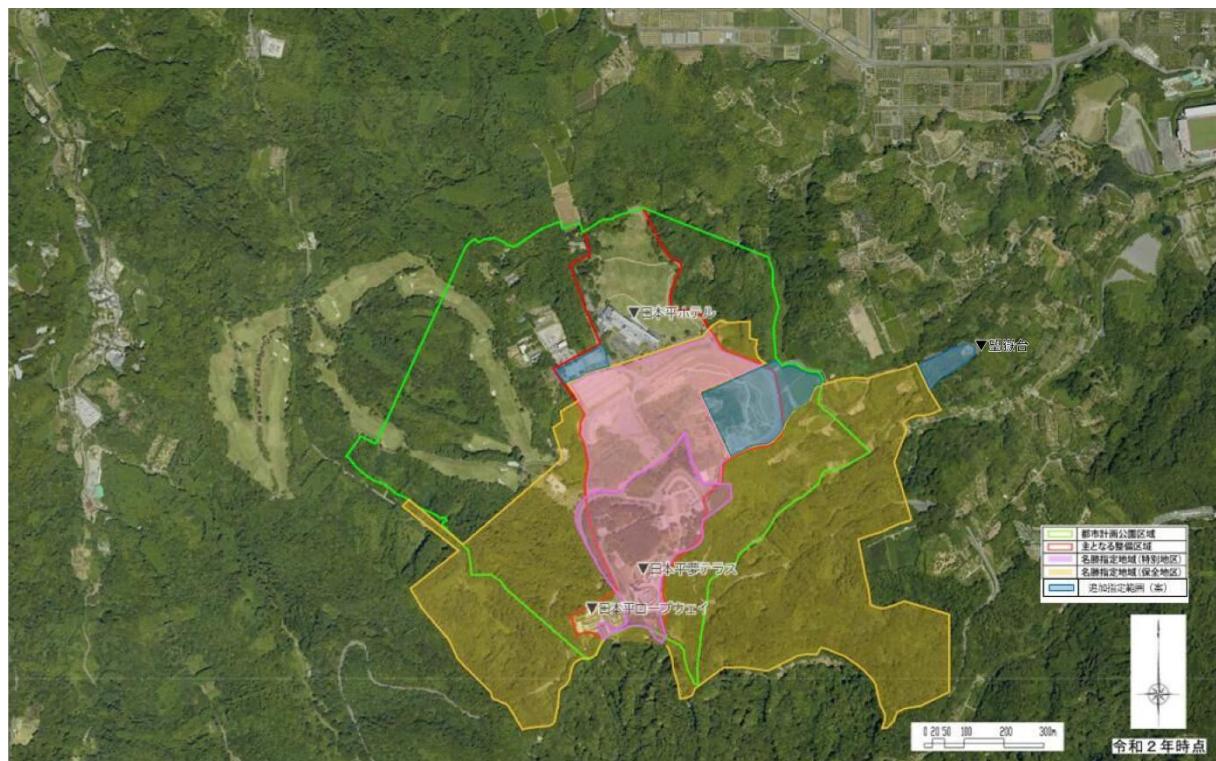
- ・「特別地区（A地区）」を「日本平公園基本計画区域」と合わせていく。
(＊民間所有である「日本平ホテル」と静岡鉄道所有「日本平ロープウェイ」の敷地範囲は除く)

<名勝指定範囲と規制地区の種別の範囲変更>

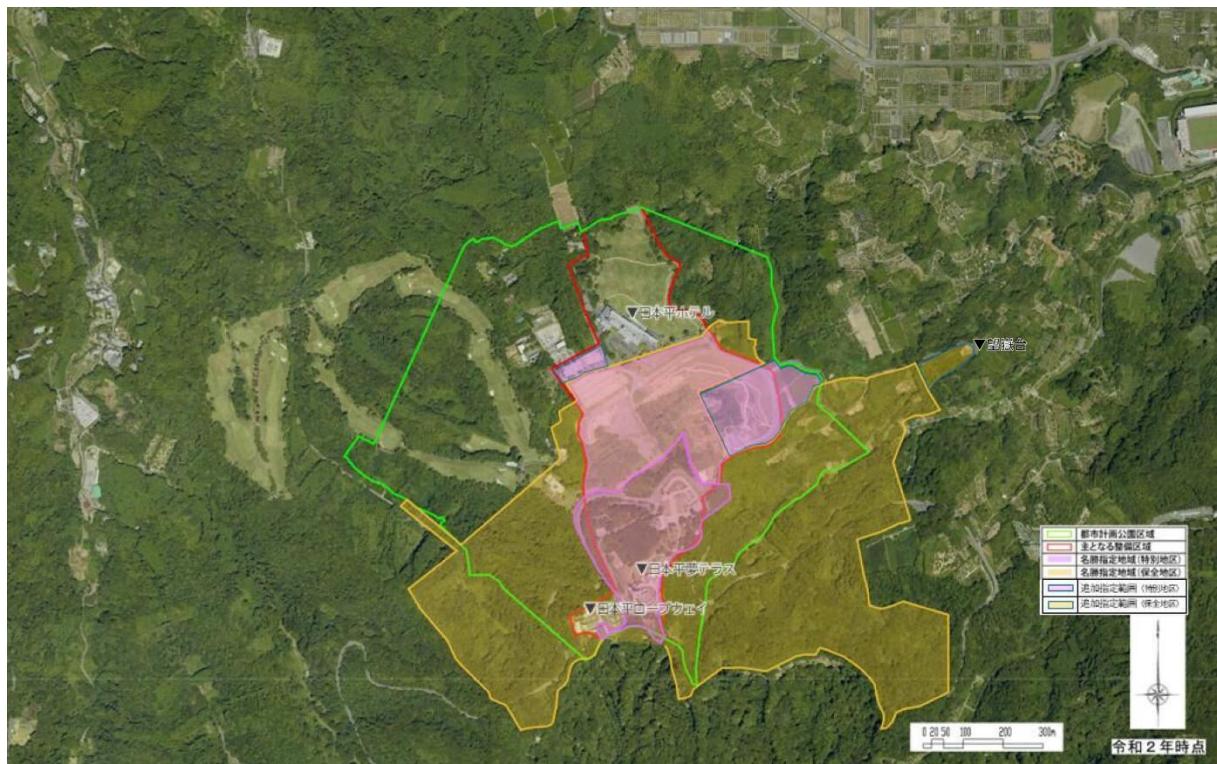
【変更前】



【変更（案）段階Ⅰ：規制地区（特別地区A地区）の範囲の拡大】



【変更(案) 段階 3：追加した名勝指定範囲の規制地区の種別の設定（特別地区 A 地区）（保全地区 B 地区）】



ア 特別地区（A 地区）

展望地点として中心となる区域で、日本平を訪れた観賞者が周遊することで、刻刻変化する素晴らしい眺望を享受できる範囲で、指定要件 11（展望地点）及び指定要件 10（丘陵）にあたる。

イ 保全地区（B 地区）

展望地点の周囲に展開する区域で指定要件 10（丘陵）の価値を保全する地域である。

いずれの地域も現在の自然環境及び地形を改変しないことを原則としつつ、展望を確保する必要がある。

ウ 周辺地域

日本平の名勝指定地周辺地域は、市街化調整区域に指定されている。また日本平・三保松原県立自然公園にも指定されており、大規模な開発行為は抑制されている地域である。

日本平の本質的価値を維持するためには、指定地以外の周辺地域においても、景観に配慮し、周辺環境を適切に維持管理する必要がある。

4 文化財保護法に基づく現状変更の考え方

文化財保護法に基づく現状変更の考え方を、次の 3 点に整理する。

ア 文化庁長官の許可が必要な場合

文化財保護法第 125 条第 1 項は、名勝指定地において、その保存に影響を及ぼす行為をしようとする時、（以下、現状変更という）は、文化庁長官の許可を受けなければならないと規定している。

イ 市に許可権限が移譲される場合

同法第 184 条及び静岡県事務処理の特例に関する条例第 2 条第 2 項に基づき、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号のイからヌの規定が、市の許可権限に移譲されている。

ウ 許可を要しない場合

同法 125 条第 1 項に、現状変更の許可を受けることを要しない場合として維持の措置、又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合、との規定があり、具体的には以下のとおりである。

(1) 維持の措置

①名勝がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該名勝をその指定時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

（例）虫害被害木・枯損木の除去等

学術研究のやめの土石、植物等の採取

②名勝の一部がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急措置的な土嚢等の設置

③名勝の一部がき損し、又は衰亡し、且つ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（例）部分的土砂崩落土の除去

(2) 非常災害のために必要な応急措置

現に災害が発生している場合、災害の発生が明らかに予測される急迫の事態の場合、及び二次災害の発生を防止する場合に行う措置。

（例）落下等の恐れのある岩塊の除去

危険木の剪定、伐採、除伐

(3) 影響の軽微な場合

日常的な維持管理行為を含む

（例）森林管理のための間伐・枝払い・下刈り

病虫防除のための防除剤の樹幹注入などの措置

公的機関等による注意板・表示板の応急の設置

現状変更等の申請における許可権者については、それぞれの事案に応じて静岡市歴史文化課、静岡県文化財課、文化庁が連絡調整を行い、判断することとする。

第3節 現状変更の保存管理地区区分と取扱い基準

名勝日本平からの眺望と景観を将来にわたり維持し、文化財的価値を保持するために、既存ならびに将来の諸計画との整合を図りつつ、その地域の特質に応じて、

1 特別地区（A地区）

2 保全地区（B地区）

のそれぞれの取扱基準を以下のとおり設定する。

（＊下線部分は前保存管理計画からの変更箇所である）

1 特別地区（A地区）

周遊しながら四周を見渡すことができ、展望と景観の構成上貴重な地区であるため、良好な観賞環境が維持向上されなくてはならない。

また関係法令の規制やこれまでに策定された諸計画に示された名勝としてのるべき将来像との整合性を図りつつ、積極的に管理を施すべき地域でもある。そのため、以下の現状変更等は許容する。

（1）災害の防止及び人命の安全を確保することを目的としたもの。

（2）展望を妨げる樹木の伐採や修景のための植栽など、名勝としての景観・環境を維持し回復するもので、保存・活用上必要なもの。

（3）都市公園及び自然公園の計画に基づくもの

2 保全地区（B地区）

名勝の維持に対し一定の役割を果たしてきた地域であり、緑が多く、良好な景観を形成し、自然環境の保全の上で重要な地域である。

従って、次に挙げた行為以外の現状変更は、原則として認めないこととする。

ただし、公益上欠くことのできないもので、他の規制地区ではその意義を失うものを除く。

（1）災害の防止及び人命の安全を確保することを目的としたもの。

- (2) 安全や案内を目的とした誘導看板で、景観に配慮したもの。
- (3) 展望を妨げる樹木の伐採や修景のための植栽など、名勝としての景観・環境を維持し回復するもので、保存・活用上必要なもの。
- (4) 既存の建築物、工作物において、既存の建築面積と高さ等の規模を超えない改築で、形状ならびに色彩が景観を損なわないもの。

3 取扱い基準の設定と運用上の留意点

<運用上の留意点>

- (1) 保存管理区分と取扱い基準は、条例、規則等の規制ではなく、行政指導上の目安として運用されるべきものである。
- (2) 国及び地方公共団体の総合計画等に基づく現状変更に限り、弹力的な適用、運用に配慮する必要がある。
- (3) 非常災害のための応急措置については、必要に応じて、関係機関（文化庁、静岡県）の指導・助言を求めるものとする。
- (4) 指定地内の土地所有者及び関係者に、指定地の保存並びに保存管理と取扱い基準の趣旨、内容に対する理解を徹底するよう努める。

第8章 活用・整備

第1節 活用の方向性

名勝日本平の本質的価値である眺望を確保・保存しながら、名勝日本平の情報発信を積極的に行う。名勝日本平の眺望を享受しつつ、名勝日本平での季節や時間ごとに異なる様々な風景における活動の機会を提供し、観光地域づくり、地域振興に結び付ける公園として整備する。園内外のどこを見ても絵になる風景が広がる「風景美術館＝日本平」を基本テーマとしている日本平公園を整備する。

名勝日本平が持つ本質的価値を地域に住む人、活かす人、訪れる人などと共有し、観光、まちづくり、教育など多様で持続可能な活用に結び付け、その魅力を各々が思い思いに体験することで、後世へ残したいという願う気持ちを育て将来へ継承する。

『名勝日本平保存管理計画』における活用の方針（引用）

第1節 整備・活用に関する基本的な考え方

これまでにも、名勝指定地内において、文化財保護法及び文化財保護法施行令に基づき、様々な現状変更等が行われてきており、その都度、関係機関と協議し、適切な保存管理に努めてきた。

今後は上記法令に加え、本保存管理計画に基づき、これまでの基本的な考え方を継続し、かつ名勝の文化的資産としての価値と魅力を未来に向けて継承・発展させる視点からの整備と活用が円滑に進むように取り組んでいく。

また、本保存管理計画において明らかとなった日本平の持つ本質的価値について、観賞者のみならず、地域住民にその魅力を広く情報発信し、地域の貴重な宝物として認識してもらう必要がある。

名勝日本平を訪れた人々の心の中に、美しい景観がいつまでも残り、その体験から得られる新鮮な感動や喜びと穏やかな時間が精神的充足感をもたらし、将来にわたり親しまれ愛される名勝として、後世に継承したいと願う気持ちを育むことが何よりも重要であり、本保存管理計画書の真の意義は、まさにそのことに帰結する。

名勝としての価値や魅力を継承していくために、文化財としての保存管理と利活用を主眼とする本計画のみならず、都市計画法や景観計画、環境保全、観光戦略など様々な分野が関連してくる。

また行政機関のほかに、地権者、観光業者との関連もある。そのような関係機関とともに、より一層の連携を深め、協働していくことが必要である。

①価値を共有する

- ・活用する主体との価値の共有

日本平は、現在、観光資源としての活用が促進され、民間事業者や地域住民など多くの主体による利用も期待されている。このため、日本平の価値を来訪者等へ広め、認識してもらうためには、このような活用する主体との価値の共有が必要である。

- ・本質的価値を「日本平の魅力」として伝える

名勝日本平の価値を広く知ってもらうためには、人を惹きつける「魅力」として伝えることが重要である。このためには、日本平の本質的価値を正しく理解し、これを魅力な情報として発信し、多くの人々の来訪や活用へつなげる。

②多様な主体が活かす

- ・多様な主体による活用

今後多くの人々に日本平の価値が共有されることで、日本平は、観光資源としてだけでなく、地域振興や教育、健康づくりなど、地域社会の活性化につながる多様な活用につなげる。

- ・持続可能な活用

名勝日本平の活用が、景観などの価値の損失にならないような取り組みになるとともに、日本平の価値が未来へ継承され、地域社会へ活かすことへつなげるための持続可能な活用を促進していく。

③思い思いに体験する

- ・風景を楽しむ

日本平における公園整備では、日本代を「風景美術館」として位置づけ整備を進めている。日本平の本質的価値である360度のパノラマを活かし、名勝地内の様々な視点場から、眺望者が思い思いに眺望を楽しめるような活用を図る。

- ・景観に溶け込む

日本平の活用のこれからの方針として、「眺める」から「景観の中で楽しむ」と発展させ、来訪者は景観の中で各自の過ごし方を選択し、様々な体験を通して日本平の持つ本質的価値への深い理解や親しみへつなげる。

第2節 活用整備の方法

| 普及啓発事業

- ・名勝日本平が持つ本質的及び関連する要素をわかりやすい言葉や写真や動画を用いて伝える。
- ・本質的価値の認知拡大や来訪促進ため、名勝日本平の魅力へ昇華させ発信する。
- ・来訪者だけでなく、整備や事業者へ伝える機会を設ける
- ・名勝地周辺に存在する文化財と関連づけやストーリーを設定することにより、文化財どうしが有機的に結ばれ「地域（エリア）」としての新たな活用につなげる。

2 環境整備（公園整備）事業

- ・既存観光施設の集約化や、道路・駐車場の再配置により人工地化した部分の地形修復を図ることにより、連続した緑地として再生し、眺望地としての質的改善を図る。
- ・利用者が四季や一日（昼・夜）あらゆる時間の中で景観を楽しめる空間整備
- ・視点場（ビューポイント）の命名、日本平公園の八景
 - ①里の探梅（梅、2月）梅園
 - ②吟望の春爛漫（桜、3～4月）吟望台付近
 - ③駿河新緑の香り（お茶、5月）景観茶畠
 - ④日本平の薰風（初夏）大芝生広場
 - ⑤晩秋の枯野（秋）フラワーガーデン
 - ⑥富士の暮雪（冬）東展望台
 - ⑦花苑の夕照（フラワーガーデン）
 - ⑧清水湊の帰帆（日本平ホテル）

- ・地形の特性を生かし、負担の少ない活用整備へ
- ・アクセス道路・駐車場・宿泊施設等の景観を改善する。
- ・既存茶畠の維持管理を行う。

3 観光促進（誘客）事業

- ・周辺文化財との連携した取り組み（「静岡市観光基本計画」における「日本平・久能山・清水港・三保松原エリア」としての周遊コースの設定やストーリづくり
- ・日本平周辺に点在する施設との面的連携や、時間や季節で変わる日本平からの絶景をキラーコンテンツとする商品造成
- ・アクセス道路や駐車場、公共交通機関などの整備を行う
- ・登山道を活かした日本平の新たな活用の可能性の検討（環境教育や健康促進など）
　　<現在の日本平ハイキングコース>

- ・草薙神社コース
- ・平澤観音コース
- ・馬走コース
- ・船越コース
- ・村松コース

(・屏風谷柳沢コース（雨水の浸食と昭和50年の七夕豪雨の災害により現在は通行不可）)

4 徳富蘇峰選定による眺望地点（石碑）の活用

- ・唯一名勝指定地外にある「望嶽台」を含む範囲の名勝の追加指定を検討する。
- ・「吟望台」以外の眺望地点（石碑）の公有地化を検討し、その他眺望地点（石碑）との連携について、協議を行っていく。
- ・徳富蘇峰の見た景観（眺望地点）の評価
- ・登山道との連携した活用の検討

第9章 運営・体制

第1節 運営・体制の整備の方向性

名勝としての価値や魅力を継承していくために、文化財としての保存管理と利活用を主眼とする本計画のみならず、都市計画や景観計画、環境保全、観光戦略など様々な分野が関連してくる。

また行政機関のほかに、地権者、観光業者との関連もある。そのような関係機関とともに、より一層の連携を深め、協働していくことが必要である。

第2節 運営・体制の整備の方法

管理団体の体制

管理団体となっている市と県、土地所有者、民間事業者、日本平観光協会と連携し、情報共有し、一体的に保存活用施策を推進する。また文化庁や静岡県の指導、助言のもと、名勝の確実な保存・活用を図っていく。

地域住民、地元関係団体により、名勝日本平の価値向上に資する取り組みが行われている場合は、情報共有を行う。

第10章 実施計画

第1節 現在の計画

令和4年度（2022） 日本平公園基本計画 改定



第2節 これまでの整備

実施済の整備箇所：平成 22 年度（2010）～令和 7 年度（2025）

アクセス道路道路北側、平原ゾーン、日本平夢テラス展望回廊、第3駐車場、平原ゾーン北東側の一部、アプローチ園路 など

整備済（供用開始済）箇所



第3節 今後の計画

未整備箇所：第1駐車場、山頂園路、電線地中化、第3駐車場トイレ

センターゾーン、観富の丘ゾーン（一部）

※令和8年度(2026)に日本平公園基本計画改定予定

